

保証意思宣明公正証書のご案内

令和2年2月3日 小岩公証役場

施行

- 契約日が令和2年4月1日以降である保証契約から
- 公証役場が保証意思宣明公正証書の作成業務を開始するのは、令和2年3月1日から

作成の必要がある場合

主債務が次のものである場合の保証及び根保証（改正民法465条の6、465条の8）

- ① 事業のために負担した貸金等債務（金銭の貸渡し及び手形割引による債務）
- ② 事業のために負担した貸金等債務の保証人の求償権に係る求償債務
—— 債務弁済契約、賃貸借契約、損害賠償契約などは対象外

【適用外】 保証人が以下に該当する場合は、作成の必要はない。

- ・主債務者が法人のとき 保証人が取締役・理事等の役員、議決権の過半数を有する株主の場合
- ・主債務者が個人るとき 保証人が共同経営者、事業に現に従事している配偶者の場合

作成時期

保証契約日の前1か月以内（保証契約当日を含む）。それより前でも後でも不可。

手数料

1件につき基本料1万1000円（定額）＋ 謄本1部1000円前後×必要部数

作成手順

- ① 公証人に、情報（債権者、債務者、元金・利息・損害金、連帯保証、根保証等）と資料を提供し、作成日の予約をする。
- ② 別添「保証意思宣明書」に宣明者本人が自ら記入し、事前にFAX、メール等で送付の上、その原本を、公正証書作成当日、身分証明書類と共に持参する。
- ③ 立会人がない状態で、「保証意思宣明書」に基づき、公証人が宣明者に保証意思の確認をする。
- ④ 宣明者が「保証意思宣明公正証書」に署名押印する（証書は公証役場で用意する。文案は提出不要）。
- ⑤ 作成した公正証書原本は役場に保存し、宣明者には謄本を交付する。

その他の注意点

- 保証人が法人である場合は作成の必要はない。個人が保証人である場合のみ。
- 代理人による作成は不可。必ず本人が公証人に対し保証意思の宣明をしなければならない。
- 保証契約自体は公正証書による必要はなく、私書証書で可。

※ 保証意思が十分に確認できなかつたり、主債務者から保証人への情報提供が十分でないこと認められる場合には、作成できないこととなります。